

新型コロナウイルス感染症拡大下における福祉活動特別助成プログラム
「子ども食堂やフードバンク支援等助成事業」助成要項

社会福祉法人 島根県共同募金会

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の長期化による経済の低迷に加え、資源・物価の高騰に伴い、本県内においても経済的に困窮する人や社会的に孤立する人の増加・固定化が大きな課題となっており、特に、生きづらさを抱えた子どもたちやその家族を支える継続的な支援が求められています。

こうした状況の中、本会ではこれまで行ってきた、新型コロナウイルス感染下の福祉活動応援という枠組みを継続させ、助成事業を実施することとしました。

この事業では、子ども食堂やフードバンク支援等、生きづらさを抱えた子どもたちやその家族を支える支援活動を助成します。

2 実施主体

島根県共同募金会

3 助成対象事業

助成対象とする事業は、最近の新型コロナウイルス感染症の拡大という状況の中で、その実施目的が赤い羽根共同募金全国共通助成テーマである「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」に共鳴するものであって、次を主たる目的とするものとする。

- (1) 経済的に困窮している人、またはそのおそれがある人に対応しようとする取組み
- (2) 社会的孤立をはじめ、様々な困難に直面している人、またはそのおそれがある人に対する支え合い活動

4 事業の実施者

- (1) 子ども食堂実施団体
- (2) フードバンク実施団体
- (3) その他生きづらさを抱えた子どもたちを支援する団体等

※上記事業を実施する非営利の団体・グループ（法人格の有無は問いません。）

※※新規設立団体優先助成

5 助成対象経費

新規に設立された団体は事業費のほか、その組織の育成・援助などに係る経費を含み（新規設立費用含む）、その他の団体については経常経費を除く事業費とする。

[対象経費の例]

- ・機材、道具など支援活動に使用する物品の購入費、借上料
 - ・支援活動を行う会場の借上料
 - ・食品や物品など、支援対象者への提供品の購入費
 - ・支援活動を担う人(アルバイトなど)への謝金、交通費
- ※ 公的資金が充てられる費用は対象外とします。

6 助成額

1件あたりの上限は原則30万円とします。

7 申請方法、助成決定等

① 申請方法

別紙「助成金申請書」に必要事項を記入の上、メールで提出してください。

なお、メールが難しい場合は、FAX又は郵送で送付してください。(締切日必着)

申請書は、本会ホームページ (<https://www.akaihane-shimane.jp>) からダウンロードできます。

- ② 審査結果については、すべての申請団体・グループに通知します。
- ③ 助成決定団体・グループへの助成金は、原則、概算払いで支払います。
- ④ 助成決定を受けた場合は、令和5年度中に事業実施及び完了(精算含む)してください。
- ⑤ 活動が終了したときは、1か月以内に助成事業報告書及び領収書のコピーを提出いただきます。
報告書様式は、助成決定時にお示しします。
- ⑥ 活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取消し助成金の返還を求める場合があります。

8 スケジュール(第1次)

- (1) 募集期間：令和5年4月17日(月)～5月15日(月)
- (2) 助成決定：5月下旬頃
- (3) 助成金交付：6月初旬頃

9 申請先・問い合わせ先

社会福祉法人島根県共同募金会(担当：増田)

〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階

TEL ; (0852) 32-5977 / FAX ; (0852) 32-5978

E-mail ; akaihane@fukushi-shimane.or.jp